

天然記念物緊急調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成20年4月1日
令和2年4月1日
令和8年4月10日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物（以下「動植物等」という。）の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 減少原因調査・・・減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査
- (2) 分 布 調 査・・・学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査
- (3) 生 態 調 査・・・減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査
- (4) 保存対策調査・・・減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 減少原因調査経費
- (2) 分布及び生態調査経費
- (3) 保存対策調査経費
- (4) その他の調査経費
- (5) 調査報告書印刷経費
- (6) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

